

令和6年3月21日

障害福祉課 精神保健・人材育成グループ

担当：蓮井（内線 3244）

ダイヤルイン 087-832-3294

第2期香川県ギャンブル等依存症対策推進計画 を策定しました

県では、令和6年度から令和8年度までの3年間のギャンブル等依存症対策に関する基本的な施策を定める『第2期香川県ギャンブル等依存症対策推進計画』を下記のとおり策定しました。

1 計画期間

令和6年度から令和8年度までの3年間

2 計画の位置づけ

ギャンブル等依存症対策基本法第13条第1項の規定に基づく都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画

3 重点課題と数値目標

重点課題（1）ギャンブル等依存症に関する知識の普及を徹底し、将来にわたるギャンブル等依存症の発生を予防

目標内容	目標値等
大学・専修学校・高等学校等への予防教育の実施	年5回以上
啓発イベントの開催	年1回以上

重点課題（2）ギャンブル等依存症に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備

目標内容	目標値等
相談窓口周知のための媒体作成と配布	啓発用リーフレットの配布先及び配布部数の増加
精神保健福祉センター等の職員を国のギャンブル等依存症対策に係る研修会へ派遣	年3人以上
保健所、市町等の職員を対象とした研修会の開催	年1回以上
ギャンブル等依存症専門医療機関の拡充	1か所以上選定
各自助グループの活動内容等の広報	年1回以上

4 計画の概要

別添「第2期香川県ギャンブル等依存症対策推進計画の概要」参照